

第 3 3 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

令和 5 年 4 月 1 3 日 開 会

令和 5 年 4 月 1 3 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

令和5年4月13日（木）午前9時30分 米沢市農業委員会第33回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員（19名）

1番 伊藤精司 委員	8番 高橋信夫 委員	15番 相田市三郎 委員
2番 小関善隆 委員	9番 佐久間英之 委員	16番 山王堂民榮 委員
3番 高橋祐弘 委員	10番 江口益美 委員	17番 古畑功一 委員
4番 我彦正福 委員	11番 宮崎雅文 委員	18番 樋渡由美 委員
5番 佐藤利夫 委員	12番 遠藤伊一 委員	19番 二宮啓一 委員
6番 田代昇一 委員	13番 鈴木晃子 委員	
7番 佐藤孝義 委員	14番 大野澤進 委員	

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（5名）

事務局 長	小田 浩 昭
事務局長補佐兼農政振興主査	根津 正 孝
農地 主 査	宮原 功
主 査	瀧口 圭 史
主 任	須貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

報第1号 非農地証明の報告について

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第3号 農用地利用集積計画について

議第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 おはようございます。これより第33回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を14番 大野澤進委員のご発声にてよろしく願いいたします。

(唱和)

根津補佐 それでは、会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 皆さん、おはようございます。先日の職員の歓送迎会には多くの皆さんに参加していただきまして、大変ありがとうございました。今日は定例総会ということでご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。春作業も始まってお忙しい中で、皆さん大変ありがとうございます。

昨日、認定農業者会の総会が行われまして、私と樋渡委員と呼ばれたわけですが、今まで〇〇〇〇さん、長い間会長を務めておったわけですが、今度は窪田の△△△△さんが会長ということで、あと副会長も2名替わられたということで、気分を一新して認定農業者会頑張るといふことだそうです。

あと、昨日は置農委の会長会、総会がありまして、今まで会議だけだったんですが、昨日は何年かぶりに懇談会も行われました。

あと、昨日のニュースでサクランボ凍霜害がかなり大変だということで、対策した人は被害が2割ぐらい少なかったということで、特に「やまがた紅王」という新品種の大玉が一番大変だということ、あと「紅秀峰」も被害が大きいようです。米沢においてもサクランボ農家おりますので、被害があまり大きくならないことを願っているところであります。毎年いろんな自然災害があるわけでありまして、それに対応しながら、そして共済とかいろんな制度のお金を頂いて、なるべく被害のないように我々も努めていく必要があるんじゃないかなと思っているところです。

今日は定例総会よろしくお願ひしたいと思ひます。今日は朝早くからありがとうございます。

根津補佐 ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第33回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、12番 遠藤伊一委員、13番 鈴木晃子委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

根津補佐
議 長
根津補佐
議 長

(挙手)

根津補佐。

議案書の訂正等はありません。

ないので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号42号から44号の計3件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田3筆 3,354.00㎡、畑2筆 592.00㎡、合計5筆 3,946.00㎡です。

受理番号42号 申請人 亡)○○○○、相続人 △△△△、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田、畑から原野への転用です。転用年月日は、昭和61年頃です。申請理由は、昭和61年頃から耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号43号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和53年頃です。申請理由は、昭和53年頃より通路や庭等に利用されており、非農地化しているためです。

受理番号44号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年月日は、平成10年頃です。申請理由は、平成10年頃には既に耕作しておらず、非農地化しているためです。

以上、よろしく申し上げます。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。私に関係する案件がありますので、その

審議に係る議事進行を小関会長職務代理者と議長を交代し、一時退席いたします。

それでは、議長交代のため暫時休憩いたします。

(休憩)

(伊藤精司会長 退室)

議長代理

それでは、伊藤会長の退席案件のため暫時議長を交代し、私がおの間議事を進行させていただきます。

これより議事を再開いたします。

(再開)

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、の受理番号11号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査

(挙手)

議長代理

宮原農地主査。

宮原主査

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、のうち受理番号11号について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田8筆 10, 891.00㎡、畑24筆 5, 648.91㎡、合計32筆 16, 539.91㎡です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長代理

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員

なし。

議長代理

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、の受理番号11号は、議案書のとおりであることを確認いたしました。

それでは、伊藤会長へ議長をお戻しいたし、暫時休憩いたします。

(休憩)

(伊藤精司会長 入室)

議長

これより議事を再開いたします。

(再開)

議第1号について、ただいまの受理番号11号を除く受理番号1号から17号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号11号を除く、1号から17号の計16件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田23筆 59,063.00㎡、畑6筆 8,449.00㎡、合計29筆 67,512.00㎡です。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、先の受理番号11号を除く受理番号1号から17号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、先の受理番号11号を除く受理番号1号から17号は、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたしますが、私に関係する案件がありますので、その審議に係る議事進行を小関会長職務代理者と議長を交代し、一時退席いたします。

それでは、議長交代のため暫時休憩いたします。

(休憩)

(伊藤精司会長 退室)

議長代理 それでは、伊藤会長の退席案件のため暫時議長を交代し、私がおの間議事を進行させていただきます。

これより議事を再開いたします。

(再開)

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、の受理番号3号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議長代理 宮原農地主査。

宮原主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、のうち受理番号3号について。下記の土地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請がありました筆数及び地積は、田8筆 1, 839.00㎡、畑16筆 3, 280.33㎡、合計24筆 5, 119.33㎡です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は他市町村へ転出のための売買です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長代理

それでは、ただいまの受理番号3号について調査された方は、調査結果を報告してください。

16番

(山王堂民衆委員 挙手)

議長代理

16番 山王堂委員。

16番

16番 山王堂です。

議第2号、受理番号3号について、調査結果を報告いたします。渡人、受人は議案書記載のとおりでございます。田8筆、畑16筆、合計地積も議案書記載のとおりでございます。これは、売買による権利の移動でございます。〇〇さんは△△△△の本家に当たりまして、このたび市外へ転出するという事で、全て△△△△に買っていただきたいということで売買が成立いたしました。そのほかは、後の集積で出てきますが、ここは3条での申請でございます。許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長代理

それでは、ただいまの受理番号3号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員

なし。

議長代理

ないので、受理番号3号について、許可することに異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長代理

異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、の受理番号3号は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、伊藤会長へ議長をお戻しいたします。議長交代のため、一旦休憩といたします。

(休憩)

(伊藤精司会長 入室)

議長

それでは、小関会長職務代理者と議長を交代し、以後の議事を進めます。

これより議事を再開します。

(再開)

議第2号について、ただいまの受理番号3号を除く受理番号1号から8号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査

(挙手)

議長

宮原農地主査。

宮原主査

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号3号を除く受理番号1号から8号の計7件です。

申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請がありました

筆数及び地積は、田9筆 9, 812.00㎡、畑4筆 1, 512.00㎡、合計13筆 11, 324.00㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小のための賃貸借です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用賃貸借です。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための賃貸借です。

受理番号7号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号8号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長
3 番
議 長
3 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(高橋祐弘委員 挙手)

3番 高橋委員。

3番 高橋です。議第2号、受理番号1番についての調査結果を報告いたします。

農地を売買する申請でございます。申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりでございます。4月4日に受人の△△△△さんにお会いしてお話を聞いてきました。申請地は○○○○から北東に約500メートルぐらいの30アール区画の基盤整備された土地でございます。去年まで△△さんのお父さん、△△△△さんと○○さんの間で賃貸の契約を結んでおりましたが、先月の総会で合意解約をいたしまして、今回息子の△△さんと○○さん間で売買して農地を求めるといってございます。111㎡ではございますが、30アール区画の分筆になっておまして、△△さんの土地があったということで、今回○○さんの要望で売買に至った経緯でございます。△△さんも地元で一生懸命農家を営んでおりますので、何ら問題ないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

5 番 (佐藤利夫委員 挙手)
議 長 5 番 佐藤委員。
5 番 5 番 佐藤です。受理番号2号につきまして調査結果をご報告申し上げます。

申請人、土地の表示につきましては議案書記載のとおりでございます。このたび、貸人である〇〇〇〇さんが高齢化による経営縮小ということで、借人の△△△△に貸すということでしたので、3月27日確認しましたところ、間違いないということでございますので、場所的には国道287号線、〇〇〇〇の東側になります。何ら問題なく許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

以上であります。

議 長 4号。
1 6 番 (山王堂民榮委員 挙手)
議 長 山王堂委員。
1 6 番 受理番号4号についての調査結果を報告いたします。

〇〇〇〇さん、息子の△△さん、親子関係の年金受給のための申請で、この土地は先月の総会に出てきました〇〇さんと交換した土地でありまして、この1筆だけが今回の申請となっております。息子さんも農業やっているようで、許可相当と判断いたしました。

受理番号7号については会長の調査地区でありますので、代わって報告いたします。

〇〇さんによる要望の売買でございます。△△△△さんは高齢ですが、50代の娘さんも農業をやっておりまして、間違いなく耕作することです。何ら問題ないと思っておりますので、許可相当と判断したそうです。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 5号。
1 2 番 (遠藤伊一委員 挙手)
議 長 1 2 番 遠藤委員。
1 2 番 1 2 番 遠藤です。私から5号と6号の調査結果を報告いたします。

最初に5号であります、渡人、受人は記載のとおりです。渡人の〇〇〇〇〇さんですが、今の住所△△となっておりますが、実家が〇〇で、今現在、△△に住んでいるということで△△の申請となっております。△△△△さん、おじいちゃんですけれども、亡くなりましたので、田畑全て〇〇〇〇さんが相続しておりまして、私2年くらい前、誰かに買っていただけないかという相談を受け、今回その売買に至っております。受人の△△△△さんを買っていただくということになりまして、農振外れているものですから、今回この

畑835㎡を3条でということ申請になったところでもありますので、相談を受けた者としては、希望がかなえられたなということによかったかなと思っております。問題はないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

6号については、新規就農の△△さんが、〇〇〇〇さんの土地を3反以上借りて新規就農の認定を受けています。その方が新たに、場所的には以前借りていた北側をもう少し増やしたいということで、新たに借りるという申請でありますので、頑張っていたきたいなと思っております。若干、排水の悪い土地でありますので、いろいろ考えながら移しながら栽培をするという形で、少し増やして頑張っていたきたいという議案でありますので、問題はないと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

議 長
6 番
議 長
6 番

8号。

(田代昇一委員 挙手)

6番。

6番 田代です。議案第2号、受理番号8番についてご報告申し上げます。

申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりでございます。去る4月1日、受入であります△△△△さんと現地にて確認いたしました。△△△△さんにおかれましては、先ほど会長のご挨拶の中にありました認定農業者の新たな会長さんということでございます。場所につきましては、〇〇〇〇がありまして、その前の通りを西へ進んで大体300メートルくらい、そうしますと十字路があるんですが、そのちょっと北側というところになります。これは相手方の要望、〇〇さんの要望による売買でございます。現地確認しました結果、現状は耕作はされておらず、保全管理になっている場所でございます。総会におかれて許可を受けた後は、水稻栽培を行うという予定で本人とは確認をしてきたところでございます。間違いなくされるということでありますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

以上、報告です。

議 長

ご苦労さまでした。それでは、先の受理番号3号を除く受理番号1号から8号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、先の受理番号3号を除く受理番号1号から8号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、先の受理番号3号を除く受理番号1号から8号は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたしますが、本議案に私に関係する案件がありますので、その審議に係る議長を小関会長職務代理者と交代し、私は一時退席いたします。

それでは、議長の交代のため暫時休憩いたします。

(休憩)

(伊藤精司会長 退室)

議長代理

それでは、伊藤会長の退席案件のために暫時議長を交代いたします。私とその間議事を進行させていただきます。

これより議事を再開いたします。

(再開)

議第3号 農用地利用集積計画について、の受理番号2号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任

(挙手)

議長代理

須貝主任。

須貝主任

議第3号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤促進法第18第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号2号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田4筆 10,019.00㎡、畑12筆 2,819.00㎡、合計16筆 12,838.00㎡です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長代理

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員

なし。

議長代理

ないので、受理番号2号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長代理

異議がないので、議第3号 農用地利用集積計画について、の受理番号2号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

それでは、伊藤会長へ議長をお戻しいたします。議長交代のため、一旦休憩とします。

(休憩)

(伊藤精司会長 入室)

議長 それでは、小関会長職務代理者と議長を交代し、議事を進めます。
これより議事を再開いたします。

(再開)

議長 引き続き、議第3号 農用地利用集積計画について、の審議を行います。
それでは、先の受理番号2号を除く受理番号1号から68号を上程いたします。
議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議長 須貝主任。

須貝主任 議第3号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号2号を除く1号から68号の計67件です。内訳は、売買による所有権移転が3件、新規の貸借権の設定が45件、貸借権の再設定が19件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田223筆 506, 538.00㎡、畑6筆 4, 022.00㎡、合計229筆 510, 560.00㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号58号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号59号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号60号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号61号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号62号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号63号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号64号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号65号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号66号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号67号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号68号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、先の受理番号2号を除く受理番号1号から68号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第3号 農用地利用集積計画について、は先の受理番号2号を除く受理番号1号から68号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査

(挙手)

議 長
宮原主査

宮原農地主査。

議第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等については、につきまして、去る4月3日開催の活動計画作成委員会でご確認をいただき、先日の農事相談で皆様にもご確認をいただいたところです。つきましては、この内容で公表及び県を經由し、国へ報告することについて承認を得るため、委員会に付議いたします。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの事務局の説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第4号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で1の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移ります。

農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として発言をいただきたいと思います。今回は、10番 江口益美委員にお願いいたします。

10番

10番 江口です。

今回、私がお話しする機会いただきましたので、今までも議論となっておりました水田水張交付金ということで、今も相当悩ましいと思っておりますけれども、農政課ではいろんなところで通達なさってきております。水張につきましても、国ではまだまだ求めていないところの、写真を撮りながら日報をつけながらやってくださいということから、いろんなところで農政課、政府の話が進んでおるといことでありますけれども、いろんなところで話を聞く機会があるわけでありましてけれども、高畠や南陽や川西では、まだそういった話がないというところもありながら、米沢市では大分先んじてそういった取組をとってお話があるわけでありましてけれども、どこに行っても水張減反については相当悩ましい、特に土地改良にとりましては非常に問題的なことだと思っております。

その中でも、私、苗代を減反7畝ぐらいのところでありましてけれども、水張しながら苗代を作っておりますけれども、鬼面川の頭首工を点検ということで、昨日から水が止まっていて、その前に水張って苗代作ったんですけども、今日になったら全然水がたまっていない、たっぷり水張ってきたんですけども、そういったところに調整水田みたいに水張って水張減反を1か月以上という通達がされておりますけれども、これについて、どこの土地改

良区に行ってもそれは大変な状況だというお話が聞こえるわけでありまして。令和4年からこういったことがスタートしているわけでありまして、説明がどこに行っても、こういうことでやってくださいという状況が整っていない中で既にスタートしていると。令和8年度までには、この状況で活用交付金ももらえるわけでありましてけれども、令和8年度までに水張減反をしなければ畑地化というか、そういったところで代用するということになると思います。そういった説明のない中で、末端、いわゆる現場では、こうしてくださいという通達は、国からの通達あるいは農政課からの通達は来るんでありますけれども、でも水というものは十分に対応できるのかどうかというの分かりますかと確認しますと、国からの施策ですので農政課としては大丈夫かどうかは返答できません、現場では対応してくださいと言われるわけでありまして。本当にこれについてはできるのかできないのか、私自身本当に不安ではありません。

畑地化になった場合、前にも宮崎委員からあったんですけども、畑地化の交付金もらえるわけですけども、自分の田にももらえるのは、自分が当然頂くものは、畑地化にした場合はそれでいいと思いますけれども、借りている田を畑地化した場合、補助金が出ます。これの配分といいますか、全部耕作者がもらうのか、地主がもらうのかも分からないままになっているような状況でありまして、政府では地主と耕作者の話合いによってやってくださいと。全部そのとおりでありまして、政府ではこういうことやりましたから、あとは末端でそれをやってくださいと。こんな施策で我々がやられては、本当に大変な問題だと私は思っておりますし、それが本当にできるのか。そうなった場合は小作料みたいに、標準小作料じゃないですけども、その情報を流さないと混乱が起きるんじゃないかなと思います。農業委員会でもこういったことが本当に進んでいくとすれば、今言ったような借りている田の補助金をどうやってやるのかという、あとは地主と耕作者の話合いというところの小作料的なものの見解を示さなくてはならないんじゃないかなと私思います。これに伴いまして、土地改良区も田と畑の賦課金が変わってくるという国での助成いただけるということで、それも今後なった場合の対応しなくてはならないということで、いろんなところの末端では、てんやわんやの状況に今なっているということだと思います。

農協でも多分そういうことも出ていると思いますけれども、本当に個人個人で言わせてもらえば、無理難題を政府から押し付けられているのかなと私は思いますし、みんな減反は36.何%でやっているわけです。それをやっていないくてこういう施策だというなら、それなりのことを解決するほかないと思いますけれども、やっつけながら畑に対する連作障害とかいろんな心配

を政府はなさっているようでありますけれども、取組としては減反をやっているにもかかわらず水張と。それも調整水田みたいに水張らないと水田活用交付金は出ませんという、本当にできるのかどうか分からないような取組をなさっていることについて、皆さんがどう思われるか、そのままやるしかないと言われればそのままかもしれませんけれども、私は本当に大変な一つの農家に対する問題かなと思いますので、その辺を今日は議題とさせていただきます。

以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの発言に対して、皆さんから関連意見並びに質問等はございませんか。

昨日、置農委の中で各置農委の会長さんからもいろいろ出て、交付金は借り手、14万とか17万5,000円は借り手がもらうというような、東北農政局の立会いの下、小国でも座談会開いたそうです。それは借りている人がもらうということをおっしゃっていました。

あと、川西は100町歩ぐらい手挙げたと言っていました、畑地化。そして、飯豊町は50町歩ぐらい。だけれども、国では対応されないんじゃないかという話になって、あんまり金額多くて。だから、だんだんと増えてくれば補助金は薄まるだろうな。

10番 そんな中で農林水産省、財務省、国交省、これ何も分からないまま、3省が徹底しないままこの政策を出しているというのはいかがなものかなと思うのよ。今言ったとおり、みんなでやると言えば補助金薄まるなんてことで農家のことを片づけられては本当に憤りを感じる。食糧を守れ、農業の土地を守れ、そう言っておきながら、あとは知らない、そんなやり方で俺らが納得すると思ったら、これは本当に……

議長 それはまだそういううわさというか、話もあるというような。

10番 うわさとしても、本当にそうなった場合、本当にそういう政治家はどういう思いで農業を見ているのか。もっと農業発展のための本当の激論になっているのかなと思うのよ。農業はどうでもいいのかと。そういうふうにとれてしょうがないんだけど。

議長 だから縦割りだから、なかなか連携が、今江口委員が言ったように農林省と財務省と国交省と、横の連絡がなされない中でやっているからこういう問題が起きるんだと思うんです。

10番 それを現場でやってくれと言われても、なかなかこれできるのか。水も、調整水田みたいに水張って写真撮って日報つけると、そういう出し方を農政課から通知もらっているけれども、これもまだ国では決まっていませんけれども米沢市ではこうしてくださいという通達出ているんだけど。これどう

いうふうなものかなと思うよ、本当に。水は本当に俺らも関わるんだけど、大丈夫なのかなと。

議 長 小国の会長さんが言っていたんだけど、畑地化するにも水路があって畦畔がないと、その14万というのは出ないということで、小国は水路が分からなくなっていて該当しないところがいっぱいあるという話も話題でした。

2 番 前に集積協力金という中間管理でやっていたやつも、最初5万出して、3万、2万、最後には5年もしないうちに出なくなったの。最初出すと言っても、早い者勝ちみたいになって予算なくなったからあとは出なかった、出さないという、途中で。もらった人ともらわない人出てきたり、あとはそれで駄目だと言ったら薄めて、平らに、そういう政策だったのよ。だから、何も総額の予算だけ言っていて、あとは自由でどうでもいいみたいな国の政策なわけよ。〇〇〇〇議員の講演終わった後、次の年も同じように出るのかと言ったら、それはないだろうと。次の年は、その次の年とだんだんと単価を下げていくという話だったね。最初14万と言ったのを10万にして、その次いっぱい人あるものだから5万にするとか、そういうふうになっていくものだという話を最初からしているくらいだから、同じ金額をずっと出すだろうと思っていない。いっぱい手挙げれば安くする。

1 6 番 そこで問題は、〇〇代議員との話合いのときあったけれども、面積要件とかの周知徹底が米沢市はなっていなかった。その責任誰が取るんだというんだよな。早くした人が有利だなんていうことだったら、米沢市の説明では1町歩以上だと言っていたんだよな。それが面積要件ないというの、どこに責任あるんだって、もう課長はいないけれども。農業委員会で追及しなくてはならないのではないか。

議 長 今のことも含めて、そのほかにご意見ありませんか。江口委員。

1 0 番 水張減反、こういったところで役所でも流してきたわけでありましてけれども、個人個人に水張る時期が違うからというところで、確認は振興組合じゃなくて個人で案内お願いしますというような来ました。けれども、米平に水ないかと言われても規定量しか流せませんので、その辺は米平で水扱っていて水の確保はお願いだと言われても、これは本当に大変だということは皆さんも承知してもらって、水けんかのないようなところでやってもらわないと、後から水がなくて米平のせいだなんて言われても困ること、その辺皆さんの気持ちの中に収めてもらえればと思います。

議 長 6 番 田代委員。

私、窪田全体で窪田維持管理組合という土地改良の組織あるんですが、その中で水管理責任者というのを仰せつかっております、今年で3年目です。任期4年なのでまた来年も。この間、窪田維持管理組合の話がありまして、

その中でもお話ししたんですが、窪田の一番早いところで代かき、水揚げは5月1日です。私が住んでいるところが一番北なので、一番早いんです。何で早いのと聞かれるときあるんですが、簡単な答えだと言っても相手は分かってくれない。何でだと必ず質問来ますから、水は上から下にしか来ないと。南原、水窪からどっこいしょどっこいしょと窪田に水来ると。みんなが必要なとき窪田に水ないから、だから早く代かきして早く田植するんだというお話を毎回しています。例年どおり水窪ダム、あと鬼面川頭首工から来るんですが、例年どおりのスピンドルの口開けということで決まりました。

心配したのは、先ほど江口委員がおっしゃったように、水揚げろというのは今までは代かきと保水だと思っていましたが、今回このようなことがあるとした場合、1か月間保持しなさいと。田でさえも水なくなるんだと。今まで何もしていないところはざるだと。上から下にしか来ないから、一番初めにした人なんて1か月ももたないと。なので、窪田分、塩井分もですけれども、とにかく上の人が水、終わったらすぐ下へ下へとやってくれないと、1か月なんて要件満たさないよと。なので、ご協力してくださいということもお話ししましたし、いつのいつかからいつのいつかまでの1か月だという数値の明示もないと。みんな分からないなりですと、水けんかなんてという言葉は過去形じゃなく、今回も出てくるだろうと。よって、先ほど江口委員もおっしゃいました、農政課は文書を発信するのみだと。質問に行っても分からないと、言われているのを丸投げなんていう言葉言うと職員に失礼ですが、それを発信するしかない。トータルで分かっている人はいるかという、誰もいないと。じゃあ、農家を代表して窓口である農政に誰がするのかとなった場合、ないと思うんですよ。

よって、農業委員会という、この中にもありますように農家を守るということもあって、次回の定例総会のいろんな議事が終わったその他のところで、農政課で分かる人、課長とか産業部長でもいいんだけど、来てもらって説明をしてもらわないと、答えなんて出ないし、誰も分からないと。そうしたらば時間の無駄等々あると思いますので、会長におかれましても事務局におかれましても、山積する問題が多々あると思いますが、目先、解決しなければいけない最重要案件だと思います。よって、5月の定例総会には農政課、俗に言う産業部の人を来てもらうように、それも短時間で分かる内容に全部まとめて来ていただければいいなと私は思います。皆さんどう思われるかだと思いますが、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。確かに、はっきりしたところをお知らせいただかないと、なかなか農家の皆さんに伝えることもできないと思いますので、それも一案だと思いますので。

そのほか、今のことに関連してありますか。事務局としては、農政課の課長とかをお呼びしてお話聞くというのは不可能ではないですか。

根津補佐

不可能ではないと思いますが、毎年6月にブロック協議会で農政と森林の事業説明いただいているんですけども、それでは遅いということでしょうか。

議 長
5 番

どうぞ。

佐藤です。その問題に関しては、実は先日、農政課の担当から電話をいただきまして、私も水揚がらないところあるもんだから、そこ永年に転作しようかなと思って上げたところ、今回5月に会計検査来ると。やっぱりちょっと面積小規模だったものですから、取下げしてもらえないかということ、分かりましたと、土地改良の決済金も申入れしてもらえるかと言うと、しますよということで、電話1本で終わったんですけども、5月のそういう説明会というのは厳しいと思いますので、今、根津補佐が言った6月あたりがベターかなと思います。ただ問題は、国もはっきりしないのに市町村ではっきりされるかというのは疑問なところでもありますので、そういった動向を、様子を見ていくしかないんでないかなと私は思います。

以上です。

議 長
9 番

佐久間委員。

課長も替わったことでありますし、替わって1か月ということでもいろいろ大変な時期でもあります。勉強する時間も必要かと思っておりますので、6月のそういった機会までにしっかりと答弁をいただくようお願いをさせていただく形で言えばいいと思います。よろしくお願いします。

議 長
6 番

田代委員、いいですか。

いいんです。6月でもいいんですよ。結果7月でもいいんですよ、8月でもいいんですよ、極端なこと言うと。が、時間がたてばたつほど、うみはだんだんえらいうみになるとした場合、聞かれたとき答えられないくらい情けないことが皆様あると思うんですよ。だから、全てパーフェクトなアンサーなんて求めません。今こうなんです、これからこうなるでしょうということを分かればいいかなと。6月でもよしとなれば、それでも結構なので。ただ、時間がたてばたつだけマイナスといううみは膨れ上がることだけは、大体世の中そうなっていますから。そんなことをご承知おきいただければ。

議 長

6月のブロック協議会の折に農政課から水張関係の問題、畑地化の問題、それまでにいろんな疑問点、質問等をまとめておいて、発言それぞれ皆さんにさせていただきたいと思います。

10番 江口委員の話題提供について、皆さんからありますか。15番 相田委員。

1 5 番

1 5 番 相田です。今いろいろな問題、畑地化とか水張減反の話出ていますけれども、それは水に絡んでいるから江口委員はそういうことが出てくると思うんですけども、一番の問題は、整備してもそこを守ってくれる人が、もう目の前に現状として各地区いなくなっているもので、水やいろいろな問題よりも、やっぱりそこを守ってくれるような人材を国で、米沢で言えば〇〇さんみたいな人が来ていますけれども、そういう人が全国に来てもらって、守ってくれるような人を育てることが一番の、国としても農業委員会としてもそういうことでないかなと考えております。特に、〇〇さんは塩井で頑張っていますけれども、彼は、自分のように米沢市外から来て農家をしたいという仲間を集めて、自分が受け入れて、そういう仲間たちと一緒に頑張りたいという夢を持っております。そういう人を各地区に、国で準公務員のように配置すれば、いろいろな問題が解決するんでないかなと、そういうあふれた人材、やる気ある人が集まってくれば、日本の農業はそれ以外ない、地元ではもう息子さんや娘は、みんな各大学出て違うところで就職していますので、かえってやる気ある人が、〇〇さんのところには今4人ほど男の人来ています。そしてみんな農業したいということで、〇〇さんと一緒に働きたいということで、目つきも違うし、そういう仲間が増えてくれば、米沢でなく全国でそういう人を増やしてもらいたいと思いますので、ぜひ会長からはそういった意見も、水やそういう問題も大事ですけれども、人材確保、人をもう少しそっちのほうにも力入れてもらいたいということを要望していただければと思います。

議 長

水張の問題、畑地化の問題等も、これは確かに大事であります。農地を守ってくれる若い担い手が全国から来てもらうように、山形県辺りは少なく、長野、山梨県辺りはかなり新規就農者いるような情報もあるので、やっぱりその辺もPRを。東北では山形県多いほうなんだけれども、やっぱり一体となって農林課とか農業委員会ばかりでなくて、ほかの、空き家を提供したり、例えば住むところを提供したり、税制面の優遇とか、そういう一体的にしないと、なかなか他県から新規就農者というのは難しいところがあると思うから、その辺も今度は国会議員、あとは市会議員、そういった人たちにも頑張ってもらわないと、なかなか。

1 6 番

それも水田農業はちょっと大変だな。

議 長

だけれども、塩井の〇〇さんというのは将来は田もやりたいと言っているしやるようでありますので、きっかけは畑作であっても、そういう方を大事にしながら育てていくというのも大事だと思います。

じゃあ、そのほか皆さんからありますか。どうぞ。

1 2 番

令和5年度の農政予算で、親元就農交付金というのが予算化になったわけ

だから、その交付金の出し方というか内容を、どういうふうに農政課で考えているものなのかということと、あと新規就農の激励金が5万円というもの、今どうなっているというか、おあげしたとお聞きしていますが、新規就農者からもまだお礼の言葉なかったもので、どこで激励金をお渡ししたのかなと、〇〇さんの場合だとここで会長から渡したからみんな分かっているし、顔も分かったほういいんですけども、今回、△△さんにやったのかな。

宮原主査 △△さんの激励金の交付につきましては、3月29日に会長と事務局で激励金5万円と認定書を交付しております。

1 2 番 大体そんな感じだと分かっているんだけど、そういう内容をもう少し委員の方に周知してもらえると。あと、親元就農の内容なんていうのはまだ決まっていないということだよな。

6 番 関連です。4月1日の市報の産業のところ親元就農100万ということが書いてありました。100万なったなと言えばそれで終わりなんですけど、100万という金額を見いだすためには、財政が予算をつけると。そして、市の当局が議員に全部出して、議場でそれを審議する、委員会もあるかと思いますが、そんなに簡単には行かなかった模様です。財政は当初、失礼ですがゼロ円だと、ゼロ円じゃないべということでご尽力された方は会長です。会長はできている方でいらっしゃいますから、そんなことも一言もお話しません。我々は書面を見て、なったんだなとしか思っていないんですが、すごいご努力をされました。会長には敬意を表したいと思います。

担当している農政課に行きまして、100万と書いてあるけれども、詳細は決まったのかと聞きましたら、予算は確保させていただきました。何人これから来られるかは誰も分かりません。もしかしたらゼロかもしれません。でも、要綱というか詳細はこれからまとめて、できるだけ早い時期、5月1日号の市報には掲示させていただきたいなということで、担当者は申しておりました。担当者も初めてのことで、いろいろ今調べていると思います。が、米沢市として努力された結果、1つの道づげができた。1歩が進んだということですから、これをずっと継続して右肩上がり予算がつけばいいんでしょうけれども、何ぼ予算確保しても親元就農してくれる若い衆がいないと何もなりませんので、我々もそうですが、親元就農頑張っぺな、いろいろ職業あるけれども、父ちゃん母ちゃん、じいちゃんばあちゃんがした店継ぐべな、老舗にしていくべな、地元守っていくべなというのが我々の後押しだと思いますので、私もそうですが、よろしく願いできればと思います。

議 長 遠藤委員。

1 2 番 今後どういうふうなことでそういう詳細を決めるんだかという流れはある

と思うのね。そのときにやっぱり会長に頑張ってもらって、あと、遡って1年とか2年前の方も対象とか、そういうふうな柔らかいところも出さないと大変だと思うから、そこら辺が分かるのはやっぱり農業委員会だから、ぜひそういう話あったら。

議長 あくまでも新規就農、親元就農だから遡ってと言うとどこまで遡っていいかというの。いや、宮崎委員まで遡るなんていう。今年、新庄の農林学校卒業した人、2人は間違いなく親元就農しているのよ。もう働いてやっているから、その人は多分確定だと思うんだ。

12番 申請してくださいということか。分からないけれども。

6番 詳細はこれから出ると私言ったべ。

議長 その件については農政課があれば、農業委員会としては……

根津補佐 農業委員会としては要望して100万円ついたということになっていますけれども、積算根拠であるとかこれから、先ほど田代委員が言いましたように補助金交付要綱というものが定められますが、それは市の農政課で定めるものであって、遡ることを検討しているか、あとはどうやってその後営農継続しているのかということの確認のために、要綱をつくっていくものと思われます。また、どうやってという話ありましたが、皆様方の情報提供あるかもしれませんが、あくまでも補助金は申請行為でありますので、申請しなければそれで終わりということに、冷たいようですが、そうなるかと思えます。

議長 その要綱についても農政課で当然出すんだよな、多分。

じゃあ、そのほか。いいですか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、以上で本日の第33回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会 午前10時50分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年4月13日（木）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議長代理

小関 善隆

議事録署名委員

遠藤 伊一

議事録署名委員

鈴木 晃子